

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令について

平成19年2月

自動車交通局

1. 背景

第166回国会において、自動車検査独立行政法人について特定独立行政法人から特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行する等の措置を講ずる「自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案」(以下「改正法」という。)が提出されている。

今般、改正法の施行に伴い、道路運送車両法施行規則等に関して所要の改正を行うこととする。

2. 概要

(1) 道路運送車両法施行規則の一部改正

改正法の施行により、天災その他の事由により自動車検査独立行政法人が行っている自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査(以下「基準適合性審査」という。)が停滞した場合には、国土交通大臣が自らもそれを行うこととすることができることとなることに伴い、基準適合性審査の引継ぎに関する所要の事項等を定める。

(2) 自動車検査独立行政法人に関する省令等の一部改正

改正法により自動車検査独立行政法人法の条ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行う。

(3) 中期計画の認可申請に関する経過措置

平成19年4月1日に始まる中期計画の認可申請に関し経過措置を定める。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布日 平成19年3月下旬

施行日 平成19年4月1日